

第2回会議録（要旨）

< 日 時 > 平成18年4月18日(火)午後2時～4時
< 場 所 > 柏原市立国分図書館

< 出席者 >

阪本豊子（柏原市ボランティア連絡会会長）、瀬能邦子（NPO 団体代表）、谷野公俊（市民公募）、豊田陽夫（市社会福祉協議会会長）、森本周代（市民公募）、西上康雄（市民委員）、柳井勉（関西福祉科学大学教授）、宮本知幸（市職員）、横山鉦司（市職員）

（事務局）

（仮称）パートナーシップ条例の目的（基本方針）、言葉の定義（市民参加、協働、市民公益活動、その他）、基本理念について、あらかじめご提出いただいた各委員からの意見一覧表を配布させていただきます。

（委員長）

条例（案）の策定にあたり、前回の会議では既成の概念にとらわれず独自性を出していくことが決められましたので、できる限り自由にご発言をいただきますようよろしくお願いします。また、この会議は2時間をめどに進めていきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。それでは今回は事前に条例（案）の目的や言葉の定義、基本理念についてご意見を提出いただいておりますので、その内容について各委員から順次補足事項を付け加えてご説明いただきたいと思います。

（委員）

条例の目的についてですが、「良いまちをつくろう」というだけでいいのか、それとも具体的な手段をしっかり定めたものにするのか、条例の目的・ねらいをどこにもっていくのかをまず決める必要があるのではないかと。

言葉の定義についてですが、たとえば市民参加・参画・協働など、言葉の意義を考え、明確にすべきではないかと。岸和田市自治基本条例を参考にわかりやすい解説をつけるべきである。

条例の組み立て方により変わってくるところもあるので、この条例は市民参加型にするのか、それともワークショップ型にするのか、そういうところもはっきりさせる必要がある。条例（案）の策定に際し、市民と市の協働をめざし、先進市の条例を参考にしながら柏原風アレンジしていけばいいと思う。また、専門的な条例にすると、他条例との整合性に配慮が必要であるし、専門的な知識や相当の時間を要する。そう考えると市民の目線に立ったわかりやすいまちづくり条例にしていくことが望ましいのではないかと。

基本理念については、「まちづくりは市民自らが考え、行動するという自治の理念を実現するため、私たち市民がまちづくりに関する情報を共有することを基本とする」など市民の誰もがわかりやすい条例にすることが望ましいのではないかと。

（委員）

意見を提出しようと思いましたが、まず言葉の定義とかそれぞれの言葉の意味が分かりにくくて大変困りました。また、この条例をつくることによって、市が市民に何を求

めているのかを考えました。市も財政難で市民の力を借りないとやっていけないのではないか、これからは市民の意見を積極的に聞きながら仕事を進めていくべきであり、これまでは一般市民が委員会などへ参加する機会がなく何ら意見が反映されなかったですが、この条例ができることにより市民と行政が共同作業を行うにあたり、対等の立場で取り組める、同じ土俵にたって意見が言い合えるようになると考えます。どこまで取り入れてくれるかは疑問ですが。

目的について、「まちづくりにおける市民参加を推進するための基本方針的事項を定めることにより市民と市が相互の信頼関係に基づいて協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする」、言葉の定義について、市民参加とは「市民が市政に参加して活動すること」、協働とは「市民と行政が役割を自覚し、対等の立場で協力し補完する」、市民公益活動とは「活動を自主的に行う様々な団体と行政が対等な立場で取り組む」、基本理念について、「市民参加は市と市民の協働の精神に基づき市政への参加とまちづくり活動とが相まって推進される」、「市民の知恵と力を生かした市民活動は尊重され、福祉の増進や行政の効率性が確保されるものでなければならない」

意見を提出するに当たり、いろいろと勉強させていただきました。

(委員)

条例とは何かを始めるためのルールであり、具体的な目的・目標を定めるのが必要である。ルールは必要に応じて変えることが出来るし、変えていけばいい。何が出来るか、何をするのが大切である。たとえば、市の第3次総合計画は非常に抽象的で分かりにくく、行政評価にしても評価基準が明確でなく、数値化しないと意味がない。作っても内容が伴わない。市も非常な財政難であるし、この条例を生かして市民の力をどんどん活用していかなければならない。原理原則だけでは条例が出来ても、作っただけで機能しない恐れがある。条例づくりはまず具体的な事例を示しながら進めるべきではないか。この条例が出来ることにより期待する新規事業などを想定し、それぞれどうすれば実現するかを並行して考えながら、条例を策定したほうが現実的であり、それらの事例にあわせて市民に何ができるか、市は何をしなければいけないかなどを条例に盛り込んでいけばいいと思う。

(委員)

私は公募委員なのですが、条例を作るにあたり、何より私自身が安心して安全に快適に暮らせるまちにするための条例であればいいと思う。条例を作るにあたっては、平易な言葉で、市民一人一人が理解しできるものにし、出来上がった条例に基づいて様々な活動を展開していく、決して形骸化させないことが大切です。今までのように市から与えられた情報だけで判断するのではなく、市民一人一人が自分の考えで積極的に参加できる環境ができればいいと思う。

この条例の目的は、「市民が自主的かつ積極的に市政に参加し、市民の豊富な経験と知恵を活かし、市民と市が手を携え協力し、豊かなまちづくりをめざすこと」、言葉の定義について、市民参加とは「市政に市民の意見を反映させることが出来るよう、政策の立案から評価まで、様々な方法で市民が参加すること」、協働とは「市民と市は、それぞれの立場を尊重し、協力すること」、市民公益活動とは「営利を目的としない、市民の自主活動を行う団体をいう」、基本理念について、「市民参加は、市民の持つ豊富な経験と知恵を活かし、市民と市が協働で豊かなまちづくりをめざすこと」

それらの中で「暮らし」というものに重点をおいて考えていきたい。

(委員)

条例の目的について、「真の住民自治」「地方自治」の確立をめざすためには、市行政への市民の参画、また、市民との協働についての基本的な理念や目的、責務や役割といった事柄を明確にしておく必要がある。政策過程に参加できることを明らかにし、市民と市行政の信頼関係を確立することが重要である。

また、基本的な概念について、まずパートナーシップ条例とは何か、何が必要なんだということを明らかにしながら、一般市民、学生、主婦、小学生でもそれぞれの立場で市政に参画できるようにするための条例であるので、その市民、市民参加、協働の定義や基本理念を定め、どういう活動ができるのかなど研究すればいいのではないか。この条例はあくまでベーシックなものであり、細かなことまで定める必要はなく、参加できるという理念を定めるものではないか。今の立場でも市政に参加することができること、参加するための手続きを決めればよいと思う。

言葉の定義について、「市民参加、市民協働、パートナーシップは同義語と捉えることができる。用語の意義は他自治体の既制定条例の規定が参考になる。市民公益活動とは「市民が自発的かつ自立的に行う公益性のある活動で、営利を目的とせず、また、宗教、政治、選挙に関わらないものである」

(委員)

条例とは読みにくいのが通常ですが、パートナーシップ条例については出来る限り平易な分かりやすいものにしていきたい。

条例の目的について、「地域の独自性に根ざした行政活動を行なうため、その地域で生活する市民の意見や知識、経験を活かしながら総合的なまちづくりを進めること」、言葉の定義について、市民参加とは「市民が積極的に行政活動に対して関わり、市民の意見を行政活動に反映させること」、協働とは「男女や行政と市民が協力して働くこと」、市民公益活動とは「市民が公の利益のために活動すること」

(委員長)

コミュニティ条例と考えたらいいのか、自治基本条例がいいのか、市民参加条例がいいのか。全国のデータを参考にするといろいろあるのでどのあたりに焦点をあてたらいいのか研究する必要がある。

条例の目的については、市民参画と協働における市民と市の権利と責任を明らかにする。市民協働の仕組みの明確化を図る。個性豊かな活動に満ちた地域社会の実現を図る。地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりの実現のためには、市民参加、市民協働なくしては実現しないことを明記していく。また、市民の参加というよりは、企画段階から評価まで関わる表現、市民が参画するというふうに捉えました。協働について、共同なのか、協働なのか、協同なのか、日本語は紛らわしい場合が多いですが、「市民と市が対等の立場で相互に、それぞれの特性を発揮して」ということが重要である。ともすればきちっとした評価がこれまでなされてこなかったが、企画、実施、評価の各過程にも市民が参画することを明記していく。また、住民組織は無形の文化財と考えますが、市民公益活動は市民やNPOをはじめとした団体が、安全で安心して暮らせる快適な市民生活の維持向上と、公共の利益を両立させる目的で行う集団的な活動、まちづくりを盛り込んでいきたい。市民の概念については、市内に住んでおられる方に限

らず、通勤、通学の方も参加できるように市民の定義を定めていきたい。

基本理念について、「市民と市が果たすべき責任を自覚し役割を分担しながら、協働して安全で安心して暮らせる市民生活を常に確保し、心豊かな活力ある市民参加による協働を推進すること」

(委員)

何を決めればいいのか、どうしたらいいのか、パートナーシップとは何なのか、日本語の表現は曖昧であり、イメージがまだ浮かんでこない。これまで事務局から何の説明もなく、何をどう考えたらいいいのか分かりません。条例の文言がどうだとかそんなことより市民が期待するものはなんなのか、教育や福祉など市民が参加したいものに参加させてあげればいいのか、参加したい方が自由に参加できるようにすればそれだけでいいと思う。

(委員長)

おっしゃるような参加の前提として、市政への参画の仕方やその手続き方法を決め、情報を公開し、公正・公平にし、プロセスを明確にしていかなければなりません。

(委員)

条例があっても機能しなかったらなんにもならない。何をするにもまず核となる人、経験のある人が必要であり、そのようにしていけばいい。

(委員)

市民参加は民主主義の根幹であり、主権在民です。柏原市に住むものが安心して暮らせるよう自ら市政に参加していくことが大切です。また、具体的に参加するにはどういう手続きが必要なのかを明記するのがこの条例ではないかと考えます。市民が自分たちの住む柏原市のために何かやりたいと思うことができる、もちろんそのための判断できるいろいろな情報を提供する、条例はなるべく誰が読んでもわかりやすいものにして欲しい。

(委員)

市民には素晴らしい人がたくさんいる。そんな人を活用しないといけない。条例は目的であり、結果に導くためのルールである。いくつかの事例を挙げてそれに向けて条例をつくったらい。

(委員)

住民が企画段階から政策決定過程、評価に至るまで関わられるようにしたい。

(委員)

起承転結の結、つまり到達点から考えませんか。結のイメージを先に沸かせ、逆に起にさかのぼっていくのはどうですか。

(委員)

条例の基本理念が着地点ではないですかね。

(委員)

じゃあ基本理念は仮に設けても、着地点から逆に組み立てていく、修正していく方がいいのではないですか。

(委員長)

いろいろな問題について議論を尽くした上で、もう一度、基本理念に戻って検討するというのはどうか。

(委員)

条例を作るには、やはり基本理念が出発点であり、市の問題を市民一人一人の問題として捉えていけばいいと思う。

(委員)

きょうどうとは、協働、共同とどういう漢字を使えばいいのか、非常に分かりにくい。誰でもすぐに想像できる言葉、表現を使うようにしたらどうか。日本語は曖昧な表現が多く、サブタイトルをつけるなど工夫したらどうか。

(委員長)

他の委員からもありましたが、出来るだけ平易なわかりやすい日本語を使うことにしましょう。

(委員)

しかし協働という言葉はそろそろ市民権を得ていると思うのでそのまま使ってもいいと思います。

(委員)

条例があるから市民が参加できるのではないか。実際のところ、言葉についてはいろいろと悩みましたが、企画から評価までの過程で、市民が参加できる環境を作ればよく、協働は市民と市と一緒に取り組むものと分かればいいと思う。

(委員長)

本日は、条例の目的から言葉の定義、基本理念について議論いただいておりますが、「良いまちをつくろう」、「問題意識の共有」、「情報の共有」などが大切なキーワードであると思う。

(委員)

条例の目的について、「くらし」という言葉を入れて欲しい。くらしという言葉の要約・解説も付け加えて欲しい。

(委員長)

次回の会議までに本日各委員から出されました意見をまとめまして、事務局に文章化・条例案化をお願いしたいと思います。出来あがり次第委員長と副委員長で協議致しまして、皆さんにお示ししたいと考えます。

(委員)

起承転結の結についてはどうですか、優秀な事例などを持ち寄りませんか。今後の政策決定に対しどう関わられるのか、それを条例にどう反映させていくのか考えないと。

(委員長)

執行機関の役割を明記していく、それが結ではないでしょいうか。

(委員)

執行機関とは何ですか。

(委員)

条例そのものが何のために必要なのか、まずそこから考えて、そのために必要なことを一つ一つ詰めていけばいいと思う。

(委員)

何よりも市民が参画しやすいよう、その手続きや方法を明らかにしていくことが大切である。

(委員)

まちづくりの視点から市政に参画できるものとして条例化をめざし、市の責務を明記すればいい。

(委員長)

本日の意見を事務局でまとめてもらって条例案的なものにして、あらためて各委員からご意見を求めていきたいと思います。次々進めながら最終的にまた全体を通した点検したいと思います。また、次回の会議の課題として権利、義務、情報という内容について、今回と同じように事前に各委員から意見をいただく形で進めたいと思います。

(委員)

権利、義務も大切ですが、先進的な事例とか、メニューをたくさん持ち寄ってはどうか。もちろん柏原市の過去の悪い事例なんかでも構いませんが。その方がイメージが沸きますよ。皆で先進的な取り組み事例の話聞きに行ったりしてもいいと思います。

(委員)

寝屋川市の市民グループの取り組みの資料を今取り寄せているところなんですけど、そんな事例を参考にするのもいいと思います。計画段階から実施まで市民が参画することは素晴らしいことであり、条例があるから市民が参加したいなと思うような条例をつくりたいです。

(委員)

条例が出来ればこんなことも出来ますよ、あんなことも出来ますよ、という結の部分皆で持ち寄りましょうよ。

(委員長)

それでは、今ご意見をいただきましたので、次回は先進的な事例を持ち寄っていただき、検討したいと思います。次回の日程を決めさせていただきますが、5月26日(金)午後2時からでよろしいですか。

案件については、参画や協働の仕方について、事例を持ち寄っていただく、市民の権利、市の責務についてということとします。

本日の課題でした条例の目的、言葉の定義などについては、事務局でまとめていただき条例案として皆さんにお示しします。また、次回の検討課題についても事前にご意見をいただく形で進めさせていただきます。

本日はご苦勞様でした。